

文部科学省による教育基本法第14条第2項違反の認定を撤回することを求める意見書案

2026年3月16日、沖縄県名護市・辺野古沖における同志社国際高校の平和教育実施中の転覆事故で生徒を含む2名の尊い命が失われました。摂津市議会は亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表するものです。

学校には生徒の生命を守る安全配慮義務があり、研修旅行の安全管理上の問題が問われます。遺族への謝罪と補償はもちろん、事故原因の徹底解明と再発防止を図らなければなりません。

この事故に関し、文部科学省は2026年5月22日、同校が実施していた平和体験教育が教育基本法（以下「法」という）第14条第2項に違反すると認定し指導を行なったと発表しました。1947年の法施行以来、同条項違反が認定されるのは初めてのことです。

しかし、教育行政が重大事故について安全管理責任を検証することと、法第14条第2項違反と認定し指導することは別問題です。

法は、第1条で「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的とし、第14条第1項で「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と定めています。第14条第2項が禁じているのは、特定の政党を支持または反対することを目的として生徒が主体的に考え判断することを妨げる政治教育や政治活動であり、現実の政治的課題を取り扱うことを禁じるものではありません。

今回の同校による平和学習は、辺野古新基地建設への抗議に使用されている船に乗るプログラムが含まれていましたが、実際の抗議活動への参加や反対運動への支持を強要されたわけではなく、ましてや特定の政党を支持・反対を目的としたものではありません。

本件事故の検証と法的責任の判断は、学校と運行団体の安全管理体制、乗船判断の是非を客観的に精査する必要があるのに、法第14条第2項違反を認定し指導を行うことはむしろ、事故原因と教育内容の峻別を曖昧にし、法第16条が禁じる教育内容への不当な介入となり、政治教育を萎縮させる危険性があります。

よって、摂津市議会は文部科学省に対し、速やかに法第14条第2項違反の認定を撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年6月 日

摂津市議会
(日本共産党摂津議員団提出)